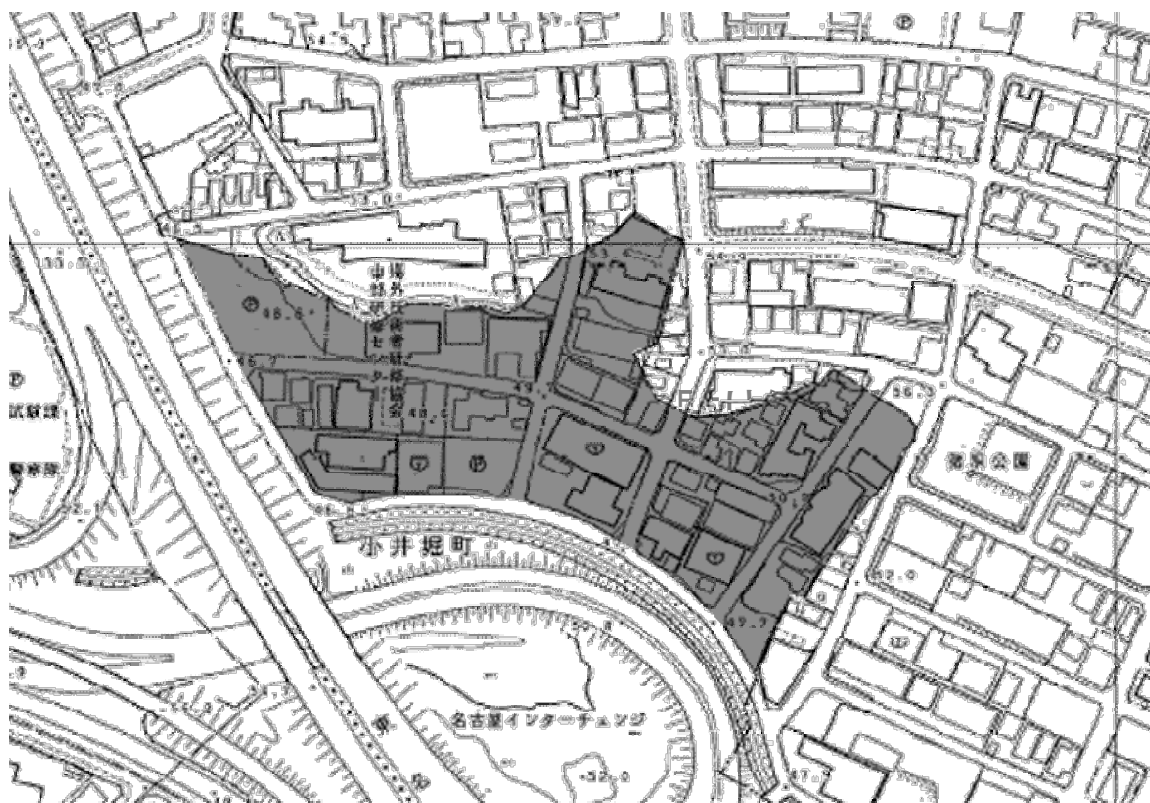


# 小井堀町地域

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 名東区小井堀町

【最初の認可】 昭和62年6月30日      【最近の認可年月日】 令和4年7月22日      【認可番号】 4指令住建指第51号

【有効期間】 令和4年7月22日 より 10 年間      10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種住居地域、第二種住居地域

【制限の概要】

ホテル及び旅館(ラブホテルに限る)の用途に供する建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。

## ●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。